一般社団法人東京都北区サッカー協会　遠征補助金規程

第１条　本会に所属する団体が、東京都大会を勝ち上がり、関東大会、全国大会などに出場する場合、遠征補助金の支給を協会本部に申請することができる。

第２条　同様に、本会に所属する選手が、選抜チームの一員として、関東大会出場、全国大会などに出場する場合、遠征補助金の支給を協会本部に申請することができる。

第３条　申請は、所属する委員会の推薦をもって、会長宛におこなう。申請は理事会で審議し、補助金支給は会長がおこなう。

第４条　出場する大会は、予選を勝ち上がったチームによる大会であることを条件とする。複数チームが東京から出場する場合など、詳細は委員会からの推薦書に明らかにしてあること。

第５条　関東大会出場チームには、３万円を上限として補助金を支給する。また全国大会出場には、５万円を上限として補助金を支給する。その他の大会は、その都度審議決定する。

第６条　関東大会出場選手には、5 千円を上限として補助金を支給する。また全国大会出場には、1 万円を上限として補助金を支給する。その他の大会は、その都度審議決定する。

附則　・この規程は 2017 年 6 月 3 日より適用する。
・この規程は一般社団法人東京都北区サッカー協会に引き継がれ、一部文言を修正し、2019 年 4 月 1 日より適用する。